

議 案 第 21 号

国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例を別紙のように定める。

平成29年8月29日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立総合医療センターの開設に伴い、附属看護専門学校の名称を変更す
るため。

国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例
等の一部を改正する条例

(国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 国保松戸市立病院附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和52年松戸市条例第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松戸市立総合医療センター附属看護専門学校の設置及び管理に関する条例

第2条の表中「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に改める。

(松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例の一部改正)

第2条 松戸市病院事業助産師及び看護師奨学金貸付条例(平成22年松戸市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に改める。

第2条第1号中「国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例」に改める。

第3条第1号中「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に改める。

(国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例の一部改正)

第3条 国保松戸市立病院附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例(昭和45年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松戸市立総合医療センター附属看護専門学校生徒等修学資金貸付条例

第1条中「国保松戸市立病院附属看護専門学校等」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校等」に、「及び国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「及び松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に改める。

第2条第1号ア中「国保松戸市立病院附属看護専門学校」を「松戸市立総合医療センター附属看護専門学校」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。